

指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)ステーション めいほう運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人 明峰会が設置する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)ステーションめいほう(以下「事業所」という。)の人員及び運営管理に関する重要事項を定めることにより、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の円滑な運営を図るとともに、利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、訪問看護を提供することにより、利用者の生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 事業所は、事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的にサービスを行うものとする。

5 事業所は、事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

6 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

8 訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 事業所は、訪問看護を提供するにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づき適切に行うものとする。

2 事業所は、訪問看護を提供するにあたっては、事業所の保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という。)によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 指定訪問看護ステーションめいほう
- (2) 所 在 地 福井県津敦賀市津内町3丁目6-38 明峰クリニック2階
- (3) 電話番号 0770-23-3123

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者: 看護師若しくは保健師 1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員: 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上(内1名は常勤とする。)

訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書)を作成し、訪問看護の提供に当たる。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上(必要に応じて雇用し配置する。)

訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日: 通常月曜日～土曜日までとする。

但し、国民の祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

(2) 営業時間: 午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の内容)

第7条 事業所で行う訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

① 病状・心身の状態の観察、健康管理のアドバイス

② 療養生活や看護、介護方法のアドバイス

③ 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア

④ ターミナルケア

⑤ リハビリテーション

⑥ 認知症や精神疾患の方の看護

⑦ 家族等介護者の支援

⑧ 床ずれや創傷の予防や処置

⑨ カテーテル等医療機器の管理

⑩ 医師の指示による医療処置

⑪ 保健・福祉サービス等の活用支援

(2) 訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)に基づく訪問看護

(3) 訪問看護報告書(介護予防訪問看護報告書)の作成

(緊急時における対応方法)

第8条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第9条 事業所は、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。(※別紙料金表を参照)

- 2 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 3 当事業所は、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1)訪問看護と連携して行われる死後の処置
 - (2)日常生活上必要とされる衛生材料及び物品
 - (3)1時間30分を超える訪問看護

(通常業務を実施する地域)

第10条 事業所が通常業務を行う地域は、敦賀市全域、美浜町とする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、看護師の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置用して行うことができるものとする。)をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3)事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(相談・苦情対応)

第12条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第13条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項について)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2)虐待を防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用後6ヶ月以内の初任研修

(2) 年2回の業務研修

- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 事業所は、適切な訪問看護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとする。
- 5 訪問看護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程の定めのない運営に関する重要事項については、医療法人 明峰会と事業所の管理者との協議において定めるものとする。

(附則)

この規程、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年10月1日から施行する。